

事業の種類 注3)	環境影響評価法	福岡県			佐賀県	長崎県	熊本県	大分県		宮崎県	鹿児島県		沖縄県		
		県	福岡市	北九州市				一種事業	二種事業 注15)		一般地域	特定地域 注16)	一般地域	特別配慮地域注 17)	
															県
道路	高速自動車道	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	
	首都高速道路	4車線	すべて注4)	すべて	すべて	2車線、7.5km 注4)	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	
	一般国道	4車線、10km	4車線、5km	4車線、3km	4車線、3.5km	4車線、7.5km	4車線、5km (森林地域は2車線、10km)	4車線、5km	4車線、5km	4車線、6km	4車線、4km	4車線、7.5km～10km 2車線、10km	4車線、5km	4車線、3.75km～5km 2車線、5km	
	大規模林道	幅6.5m、20km	2車線、10km	すべて	幅6.5m、7km	幅6.5m、15km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅6.5m、10km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅4m、2km	幅4m、2km		
	その他の道路	幅6.5m、20km	2車線、10km	すべて	幅6.5m、7km	幅6.5m、15km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅6.5m、10km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅4m、2km	幅4m、2km		
特別な場合の一般国道等 注5)	幅6.5m、20km	2車線、10km	すべて	幅6.5m、7km	幅6.5m、15km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅6.5m、10km	幅6.5m、10km	幅6.5m、7km	幅4m、2km	幅4m、2km			
河川	ダム	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	50ha	50ha	50ha	20ha	10ha		
	一般国道	100ha	50ha (25ha増)	10ha	50ha (25ha増)	35ha (17.5ha増)	30ha (15ha増)	50ha (25ha増)	50ha	50ha (25ha増)	50ha	40ha	30ha		
	放水路	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	50ha	50ha	50ha	40ha	30ha		
	湖沼水位調節施設	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	50ha	50ha	50ha	40ha	30ha		
	河川改修	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	50ha	50ha	50ha	40ha	30ha		
	砂防ダム	100ha	50ha	10ha	50ha	35ha	30ha	50ha	50ha	50ha	50ha	40ha	30ha		
	新幹線鉄道	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて		
飛行場	普通鉄道、軌道	10km	5km	1km・連続立体交差事業	5km	3.5km	7.5km	5km	5km	5km	5km	5km	3km	5km	2.5km
	飛行場	2,500m	1,250m (250m増)	すべて	1,250m (250m増)	875m (175m増)	1,500m (300m増)	1,250m (250m増)	1,250m (250m増)	1,250m (250m増)	1,250m (250m増)	1250m	900m	すべて	すべて
発電所	水力	3万kW	1.5万kW	5万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	2.25万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	1.5万kW	0.75万kW
	火力	15万kW	7.5万kW	5万kW	7.5万kW	5万kW	7.5万kW	7.5万kW	11.25万kW	7.5万kW	7.5万kW	7.5万kW	7.5万kW	7.5万kW	2.5万kW
	地熱	1万kW	1万kW	1万kW	1万kW	0.35万kW	0.2万kW	0.5万kW	0.75万kW	0.5万kW	0.5万kW	0.5万kW	0.5万kW	0.5万kW	0.5万kW
	原子力	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて
	風力	5万kW (R3.10.30までは1万kW)	0.5万kW	0.15万kW 注9)	0.5万kW	0.35万kW 注7)	0.75万kW又は10基	0.5万kW	0.75万kW	0.5万kW	0.5万kW	0.75万kW	0.75万kW	0.75万kW	0.75万kW
	太陽光	4万kW	50ha	面積50ha または 土地の造成面積： 市街化区域：20ha 市街化調整区域：10ha 特定区域：5ha 注10)	面積50ha	※面積35ha以上の太陽光発電施設については、「その他の造成事業」に該当する。	※面積30ha以上の太陽光発電施設については、「その他の造成事業」に該当する。	20ha 注8)	20ha 注6)	35ha 注8)	40ha 注8)	30ha 注8)	30ha 注8)	30ha 注8)	30ha 注8)
	廃棄物最終処分場	30ha	15ha	10ha	15ha 注13)	10ha	3ha	新設すべて	25ha	5ha以上25ha未満	15ha	10ha	8ha	10ha	5ha
	公用水面埋立て及び干拓	50ha	25ha	20ha	25ha	17.5ha	埋立5ha、干拓15ha	25ha 注12)	40ha	20ha以上40ha未満	公有水面25ha、 土地改良事業25ha	20ha	16ha	15ha	7.5ha
	土地造成事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha
	新住宅市街地開発事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha
工業団地整理事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
新都市基盤整備事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
高効率型住宅造成事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
宅地の造成事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
住宅団地の造成	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
農用地造成事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
その他の造成事業	100ha	50ha	30ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
スポーツ・レクリエーション施設	50ha	50ha	50ha	50ha	35ha	30ha	50ha(地下水保全地域は25ha)	75ha (工場用地造成)	30ha以上75ha未満 (工場用地造成)	50ha	40ha	30ha	20ha	10ha	
ゴルフ場	30ha	30ha	30ha	30ha	20ha	30ha	20ha、(5ha増)	50ha	10ha以上50ha未満	18ホール以上 かつホールの平均距離100m、 又は 9ホール以上 かつホールの平均距離150m	18ホールかつ平均距離100m、 又は 9ホールかつ150m (増設9 ホール以上)	18ホールかつ平均距離100m、 又は 9ホールかつ距離150m (増設6ホール以上)	20ha	10ha	
畜産施設	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	
養豚場の建設	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	0.75ha	
土石の採取	50ha	50ha	50ha	50ha	35ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	
鉱物の採掘	50ha	50ha	50ha	50ha	35ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	
下水終末処理場	15万人	15万人	15万人	15万人	10万人	10万人	10万人	10万人	10万人	10万人	10万人	10万人	10万人	10万人	
廃棄物処理施設	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	100t/日	
工場・事業場	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	平均排水量 1万m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	平均排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	燃料使用量 重油換算 8KL/時 又は 平均排水量 1万m ³ /日 (地下水保全地域においては 0.5万m ³ /日)	排水量 1万m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	平均排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	平均排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	平均排水量 3,750m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	最大排水量 5,000m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時	最大排水量 2,500m ³ /日 又は 最大排水力 15万Nm ³ /時		
大規模建築物	50ha	50ha	50ha	50ha	35ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	
緑地・墓園	50ha	50ha	50ha	50ha	35ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	
面的整備の複合事業	50ha	50ha	50ha	50ha	35ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	30ha	
防波堤	300ha	150ha	150ha	150ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	
港湾計画	300ha	150ha	150ha	150ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	100ha	

注) 1. 網掛けは、環境影響評価条例のみで対象とされている事業を示す。
2. 鹿児島県と沖縄県では、自然公園区域などを特定地域(沖縄県は特別配慮地域)を定め、上記の要件よりも小さい規模(鹿児島県は概ね75%、沖縄県は概ね50%)の事業でも対象としている。
3. 条例によって、事業の種類呼び方は異なる場合がある。
4. 自動車専用道路を指す。
5. 「特別な場合の一般国道」とは、森林計画に定める森林区域を通過する、もしくは島嶼間を橋梁等で通過する一般国道等をいう。
6. 工業地域、工業専用地域は除く。
7. 海岸線から1kmを超える海域に設置するものを除く。
8. 令和3年10月1日施行開始。
9. 特定区域及び500m以内に住環境等がある場合は出力1,000 kW以上
10. 市街化区域：20ha以上 市街化調整区域：10ha以上 ※特定区域：5ha以上
※特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号いずれかに該当するもの又は、接するものをいう。
1. 標高80メートル以上の地域 2. ため池又は治水地(池面積2,000平方メートル以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く) 3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、天然記念物、保安林
11. 都市公園、国定公園、県立公園など 市街化区域：20ha以上、市街化調整区域：10ha以上が対象となる。
12. 干潟等地域(干潟、藻場及び国土利用計画法に規定する自然公園地域)を含む場合は面積5ha以上。
13. 道新型最終処分場は全て。
14. 農用地以外の土地から農用地への地目変換に係るものに限る。
15. 配慮書の手続は、第二種事業を実施しようとする者で、条例規則に基づいて知事に申し出たものが実施する。